

新型コロナウイルス感染症にかかる対応マニュアル

※別紙1

(1) 学校で発熱等を確認した場合

保健室 で待機

※保健室に休養者がいる場合は

家庭科室 で待機

- ・軽度の場合はしばらく待機
- ・重症の場合はすぐに保護者に来てもらう

その後の対応

- ・ 保護者に連絡
- ・ 症状がなくなるまで自宅で休養
- ・ 出席停止(治癒するまで)

(2) 次の症状がある場合

- ①息苦しさ(呼吸困難), 強いだるさ(倦怠感), 高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ②重症化しやすい生徒で発熱や咳など比較的軽い風邪症状がある場合
- ③上記以外の生徒で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合(症状が4日以上続く場合。解熱剤などを飲み続けなければならない生徒も同様)

【体調不良時の相談先】

名瀬保健所	TEL:0997-52-5411 (平日 8:15~17:15) 時間外は自動応答 メッセージにて対応
コロナ相談鹿児島	TEL:099-833-3221 FAX:099-225-0672 24時間対応 (土日祝日も実施)

(3) 生徒の保護者及び教職員からの連絡があった場合

※別紙2

**濃厚接触者疑い
PCR 検査受検対象者**

※別紙3

感染者・濃厚接触者

市教育委員会へ報告
＜市教委の指示に従う＞

- 出席停止期間について
※新型コロナウイルス感染症(学校保健安全法第一種感染症)

1 児童生徒もしくは同居する家族が, 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

感染のおそれがないと判断されるまでの期間

2 児童生徒もしくは同居する家族が, 濃厚接触者及び濃厚接触の疑いがある場合

【児童生徒もしくは同居する家族が濃厚接触者の場合】

感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して

2週間の期間

【児童生徒もしくは同居する家族が濃厚接触の疑いがある場合】

その疑いがなくなるまでの期間

3 児童生徒もしくは同居する家族が, 濃厚接触者及び濃厚接触の疑いがある者と濃厚接触した場合

【児童生徒もしくは同居する家族が濃厚接触者と接触した場合】

感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して

2週間の期間

【児童生徒もしくは同居する家族が濃厚接触の疑いがある者と接触した場合】

その疑いがなくなるまでの期間

緊急情報

コロナ相談かごしま

新型コロナウイルス感染症の相談窓口コールセンター(コロナ相談かごしま)を設置しました。
【令和2年8月6日(木曜日)午前8時30分～】

新型コロナウイルス感染症に関する県民の方からの様々な問合せに対して一元的に対応するため、下記のとおり相談窓口(コロナ相談かごしま)を設置しましたので、お知らせいたします。

- 1 電話番号 099-833-3221
- 2 FAX 番号 099-225-0672
- 3 概要

- (1) 24時間対応いたします。(土日・祝日も実施)
- (2) 感染症に関する問合せや、感染症の拡大等で影響を受ける県民や事業者における支援の相談等に対して回答いたします。
- (3) 相談内容を確認した上で、詳細な問合せ等に関しては、問合せ先を案内いたします。(夜間・休日は電話番号を案内いたします。)
- (4) 電話による相談ができない方については、FAX(099-225-0672)による相談も受け付けています。
- (5) 7か国語に対応しています。(「英語, 中国語, 韓国語, スペイン語, ポルトガル語」:24時間対応「ベトナム語, タイ語」:平日10時～18時)

※ なお、新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の受診に関する問合せは、帰国者・接触者相談センターへご相談ください。

* サイトリンク:鹿児島県HP 「帰国者・接触者相談センターなどの窓口 ～コロナ相談鹿児島～」
www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/covid19/soudan.html#koronasoudann